

陸自資料は語る——イラク派兵「戦場」の実態

危険性の記述 すべて「黒塗り」開示

しんぶん赤旗 2015年7月11日(土)

日本共産党の穀田恵二議員が10日の衆院安保法制特別委員会で示した、陸上自衛隊イラク派兵(2004～06年)の「戦場」の実態と、その教訓を記録した「イラク復興支援活動行動史」(全2編、約430ページ)。一方、政府が国会に提出した同じ文書では、戦闘さながらの事前訓練の内容や、現地の危険性に関する記述がことごとく黒塗りで隠されており、そのことが逆にイラク派兵の危険性を浮き立たせています。(下線部分は「行動史」から引用)

(写真) 穀田議員が入手した「イラク復興支援活動行動史」(上)の1行目には、『「危ないと思ったら撃て」との指導をした指揮官が多かった」との記述が。(拡大図はこちら) 防衛省が提出した同資料(下)では、この部分を黒塗りにしていた(拡大図はこちら)

常に「敵」を警戒

「銃は決して手放さずに沿道の人々に手を振れ」

「今回は…治安上危険のある地域での人道復興支援活動という、初めての任務であった」

イラク派兵の建前は、「非戦闘地域」での「復興支援」。しかし、犠牲者が出る危険性が明白に認識されていたことがわかる記述が随所にあります。

「発射されたロケット弾は…(宿営地内の)鉄製荷物用コンテナを貫通して…宿営地外に抜けており、一つ間違えば甚大な被害に結びついた可能性もあった」

常に「敵」を警戒していることをうかがわせる記述もあります。

「宿営地外では、沿道の人々に笑顔で手を振ることが重要…ただし、右手は決して銃から手を離してはならない…」。この方式が徹底されました。

発砲前提の各種訓練

「危ないと思ったら撃て」「制圧射撃」まで指導徹底

驚くべきことに、このような危険な「戦場」の実態に対応するため、隊員には事前に発砲を前提とした各種訓練が施された上で派兵されていました。

「至近距離射撃と制圧射撃を重点的に錬成して、射撃に対する自信を付与した」

「隊員に対して訓練を徹底した後、最終的には『危ないと思ったら撃て』との指導をした指揮官が多かった」

「非戦闘地域」が建前の法律上、部隊に認められていたのは「自己保存」のための武器使用だけです。しかし、実態は「敵に損害を与え、その戦闘力の発揮を妨害するための射撃」（防衛省用語集）と定義される「制圧射撃」まで訓練し、現地住民より先に撃つことすら容認する指導が徹底されていました。

このような訓練は現地入りした後も徹底されています。クウェート到着後には、機関銃だけでなく無反動砲や対戦車弾の射撃訓練も実施。このような訓練はすべて、開示資料では黒塗りで隠されています。

戦死者ゼロの教訓

「適切な地域と任務」選定 戦争法案では失われる

なぜ自衛隊に戦死者は出なかったのか。「行動史」は「安全確保に関する教訓」としてこう総括しています。

「安全確保のための施策に関し、はじめに強調すべき事項として、適切な活動地域と任務の選定がある。それはサマワという地域において人道復興支援活動を実施するという任務が付与されたことによって、実は、派遣間の終始を通じる安全確保の基盤が形成されたのである」

戦争法案で当時の「非戦闘地域」の枠組みが撤廃されるだけでなく、治安維持活動といった危険な任務まで可能になります。陸自の活動が比較的安全といわれたサマワで「終始」した「安全確保の基盤」は失われることになります。

◇

榎田氏は審議の中で、「行動史」を全面開示して国会に提出するよう要求しました。

戦時下での機雷掃海は「戦闘行為」

「受動的・限定的」通用しない

榎田氏が徹底批判

榎田議員は、安倍晋三首相が戦時下での機雷掃海を「受動的、限定的な活動」だと弁明してきたことについて、「国際的な戦闘の場面では、まったく通用しない」と批判しました。

榎田氏が「機雷掃海を『受動的、限定的な行動』などとしている国は存在するのか」とただしたのに対し、岸田文雄外相は「『受動的、限定的』という評価をしている国は承知していない」と述べ、国際的に通用しないことを認めました。

榎田氏は、米海軍省のドクトリン（基本原則）でも、機雷の敷設・除去を法的な「戦争行為」と位置づけていることを指摘。機雷掃海が相手国からの攻撃対象になるため、米軍は応戦訓練も繰り返していることを示して、「（機雷掃海は）戦争に発展する可能性をばら

んでいる」とただしました。

これに対し、安倍首相は「(自衛隊が)掃海を行う条件は、事実上の停戦合意がなされている(ことだ)」などと主張。しかし、穀田氏が、正式な停戦合意が行われる前に『事実上、戦闘行為が終結した』と判断できるものがあるのか」とただすと、岸田外相は「判断は、現実においては大変難しい」と述べ、判断根拠を何も示せませんでした。

穀田氏は、停戦成立後に行われた1991年の機雷掃海でさえ、自衛隊は「棺おけ」などの準備をしていたことや、帰国後に自殺者(2人)まで出ていることを指摘。首相も事実関係を認めました。穀田氏は「戦時下での機雷掃海となれば、自衛隊員の精神的・肉体的な負担、危険性もいっそう増大する」と述べ、戦争法案の廃案を強く求めました。

「切れ目なく」米国の戦争に参戦

基準曖昧 政府の裁量次第

徹底批判！戦争法案

しんぶん赤旗 2015年7月7日(火)

「国際平和共同対処事態」「重要影響事態」「存立危機事態」

戦争法案には、海外派兵のための「事態」が乱立しています。いずれも「地球の裏側」まで自衛隊派兵が可能。「事態」は重なり合い、その時々、法的根拠や国際情勢に応じて「切れ目なく」米国の戦争に参戦できる仕組み(図)となっています。

国連決議は口実

派兵恒久法案のなかで、自衛隊が世界中で米軍の武力行使を支援する要件が「国際平和共同対処事態」です。その中身は「国際社会の平和及び安全を脅かす事態」というもので広範漠然としています。同事態に対して、軍事対応を求める国連決議(総会決議または安保理決議)のあることが派兵の基本的条件です。この国連決議に基づく派兵は「湾岸戦争型」の派兵となりますが、国連集団安全保障活動への参加禁止と矛盾します。

重大なのは、軍事的制裁を求めている国連決議でも、米軍支援の派兵が可能な仕組みであることです。

例えば、2001年の9・11テロ後に米国は「自衛権」を口実にアフガン報復戦争を仕掛けました。このときの国連決議1368は、テロ実行者を裁く国際社会の努力を求めたもので、軍事的措置を求めてはいませんでした。政府側は、このような決議さえあれば、米国の一方的な戦争への支援が可能だと、日本共産党の赤嶺政賢議員の追及(6月5日の衆院安保法制特別委員会)で認めました。

また現在、過激組織ISに対し、イラクやシリア領内で行われている米国主導の有志連合による空爆について、米国は両国政府から要請を得ていると説明。昨年8月15日の国連決議は、軍事的措置ではなくISに対する「資金調達の防止措置」などを要請するだけなのに、空爆支援が可能とされています。

国会承認も不要

戦争法案は、そのような国連決議すらなくても、米国の戦争に参戦するカードを用意しています。それが、地球規模で米軍や他国軍の「後方支援」を行う重要影響事態法案(周辺事態法の改定)にある「重要影響事態」と、集団的自衛権行使=全面的武力介入の要件

になる「存立危機事態」です。

これらは、「日本の平和と安全」を守るという名目ですが、中東・ホルムズ海峡に関する政府答弁からも明らかなように、日本の軍事的危機がまったくなくても発動され、「緊急性」を口実に国会の事前承認なしでも派兵されます。

米国の違法な先制攻撃にも先陣を切って参戦可能です。

03年のイラク戦争では、軍事攻撃を根拠付ける国連決議は存在しませんでした。米国は「大量破壊兵器保有」の疑いと、決議の存在を強弁して侵略しました。日本はこれを支持し、米軍支援のための派兵を行いました。

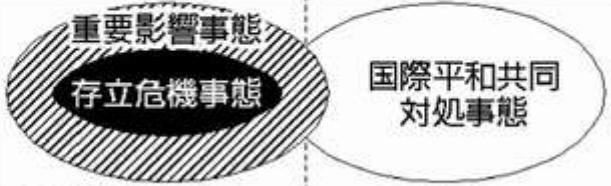
日本共産党の志位和夫委員長が、イラク戦争の検証・総括を行っているのかと追及しても、安倍政権は検証の事実も示せませんでした。(5月28日、衆院安保特別委)

地球の裏側まで

最大の問題は、三つの「事態」を認定する基準が曖昧で政府の裁量次第だということです。本来、日本の平和に関連のない紛争は世界のどこでもありうるので、「国際貢献」を目的とした派兵恒久法のカバーする範囲は、「重要影響事態法」より広がるはずですが。

しかし、国連決議がなく恒久法が発動できない場合にも、米国が戦争を起せば「日米同盟」を介して「重要影響事態」「存立危機事態」とされ、文字通り「地球の裏側」での戦争参加が可能となるのです。(池田晋、中祖寅一)

海外での武力行使の三重の枠組み

関連法案	重要影響事態法／ 事態対処法など	派兵恒久法
目的	日本の「安全」	世界の「安全」
		
要件／ 手続き	国連決議不要／ 国会の事後承認可	国連決議と 国会の事前承認

徹底批判！戦争法案

憲法の上に立つ安倍首相

「従来解釈に固執するな」発言

しんぶん赤旗 2015年6月22日(月)

「国際情勢にも目をつぶって、(国民の安全を守る)その責任を放棄して、従来解釈に固執するというのはまさに政治家としての責任の放棄だ」

安倍晋三首相は18日の衆院予算委員会でこう言い放ちました。集団的自衛権行使容認の「憲法解釈」変更に対する「憲法違反」との指摘に対し、「解釈改憲は当然だ」「国際情勢に目を向け、憲法は無視しろ」といわんばかりの驚くべき開き直りです。

「必要」に応じて政府が自由に憲法解釈を変えてよいなら、憲法の存在はまったく無意味です。首相の発言は、自らを憲法の上に置き、立憲主義、憲法の最高法規性(98条)と首相の憲法尊重擁護義務(99条)を正面から否定する、独裁政治の姿をあらわにした

ものです。

「一線を越えた」

「あなたは近代以前の王様のつもりか？」と問いたいほど。テレビのニュースキャスターも「越えてはならない一線を越えた」（TBS、岸井成格氏、18日夜）と指摘しています。

集団的自衛権の行使容認、戦闘地域での米軍支援など戦争法案の核心が憲法学者によって「憲法違反」と宣告され国民的批判がますます広がっています。中谷元防衛相の「憲法を法律に適応させた（だから合憲だ）」（12日）という違憲答弁も撤回に追い込まれました。解釈変更の根拠となる「国際情勢の変化」の中身を語ることもできず、政府答弁は空転しています。15日の衆院憲法審査会・高知地方公聴会でも6人中5人が「解釈改憲」に反対しました。自民党国会対策委員会は、当分の間、衆参憲法審査会は開かないようにと「指示」を出しました。

追い詰められた

首相発言は追い詰められた状況の反映でもあり、追い込まれてこうした稚拙な発言しかできないところに、一層深刻な行き詰まりがあります。

憲法学者の違憲宣告（4日）に対しては、高村正彦自民党副総裁が衆院憲法審査会（11日）に出席して、「最高裁判決で示された法理に従って、自衛のために何ができるのか考え抜く、これを行うのは憲法学者ではなくわれわれ政治家だ」とも述べました。

権力者が憲法破壊の暴政を振るうとき、これとたたかって自由と平和を守るのは主権者・国民の義務です。憲法12条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と、国民の抵抗権を規定しています。憲法学者はその一翼を担う重要な存在です。

こうした立憲主義の構造がまったく理解できない安倍政権と自民党は、もはやその存在自体が憲法と相いれないものとなりつつあります。

徹底批判！ 戦争法案

陸自 法案先取り

解釈変更で訓練が「戦場」化

しんぶん赤旗 2015年6月21日(日)

戦争法案を先取りする形で、米軍と自衛隊がさまざまな枠組みで実施している共同訓練・多国間訓練が大きく変質しつつあります。

殺し、殺される

陸上自衛隊は今回初めてモンゴルでの共同訓練カーン・クエストに部隊を送り、巡察・検問などの治安維持活動の訓練を行います。

現行のPKO（国連平和維持活動）法でも、「巡回」「検問」などの活動は一定認められていますが、憲法解釈の制約から武器使用権限が「自己防護」に限られていたこともあり、任務実績はありません。

今度の法改定（戦争法案の一部）は、「任務遂行」の武器使用を解禁し、形式上は「停戦

合意」があっても戦乱が続く地域で、「殺し、殺される」可能性のある治安維持活動に道を開くものです。

I S A F（国際治安支援部隊）が展開したアフガニスタンの検問所では銃撃がしばしば発生し、民間人の誤射が相次ぎました。ドイツ軍の場合、アフガン東北部のクンドゥスで車両に発砲し、民間人女性1人と子ども2人を殺害、子ども4人に重軽傷を負わせる事件（2008年8月28日）を起こすなど、検問で民間人の誤射が繰り返されました。

海外紛争に対処

政府は従来、他国防衛を目的とする集団的自衛権行使を前提とした外国との訓練は「憲法の趣旨に反して許されない」（1979年政府見解）としてきました。しかし現場では、この点でもすでに先取りの既成事実化が進んでいます。

陸上自衛隊は7月7日からオーストラリア北部で行われる、米豪共同演習タリスマン・セーバーに初参加します。豪政府によると同訓練は、「中烈度から最高烈度までの戦闘」に備えるもので、日本防衛とは無関係の、海外紛争への対処が主眼の訓練です。

そのため陸自は今回、あくまで水陸両用作戦能力の向上を図るためとして、米海兵隊との「日米共同訓練」という不自然な形で参加。4カ国が参加して米西海岸で行われた大規模な強襲上陸訓練ドーン・ブリッツ13に参加した際も、日本は米国との「共同訓練」の名目で参加しました。

戦争法案では、「重要影響事態」などあらゆる事態で米軍以外の他国軍との共同対処を盛り込んでいます。共同訓練が、安保条約を結んでいないオーストラリア・東南アジア諸国などまで拡大されるとともに、演習中の他国部隊防護まで可能になり、訓練と「戦場」の距離が一気に縮まります。（池田晋）

海外派兵「合憲」論 世界に通用しない

志位委員長追及 二つの「根拠」総崩れ

徹底批判！ 戦争法案

しんぶん赤旗 2015年6月19日(金)

戦争法案は、自衛隊の活動地域を従来の「戦闘地域」にまで広げ、これまでできなかった弾薬の提供や武器の輸送など、米軍への軍事支援—「後方支援」を可能にしています。この「後方支援」について、政府は、海外での武力行使を禁止した憲法9条1項に違反しない、合憲だと強弁してきました。その「根拠」にしていた二つの柱が、(1)「自己保存型の武器使用は武力の行使にあたらぬ」(2)「自衛隊の活動は他国の武力行使と一体化しないから憲法違反ではない」というものでした。この二つの「根拠」が、党首討論や衆院安保特別委での日本共産党・志位和夫委員長の追及で総崩れになりました。

「武器の使用」
国際的定義なし

第一の「武器の使用」問題はどうか。5月27日の衆院安保特別委で、志位氏の追及に対し、安倍首相は、活動地域を従来の「戦闘地域」まで広げたこと、弾薬の提供や武器の輸送などを行うように変更したことを「そのとおり」と認めました。その際に、自衛隊が攻撃される可能性についても「100%ないと申し上げたことはない」と認めました。

それでも、首相がこだわったのが、「武器の使用は、自己保存型で、正当防衛か緊急避難に限られる」という一線でした。この一線を越えたら、憲法9条が禁じる武力行使にあたることになり、法案が違憲立法だと認めることになるからです。

「武器の使用」と「武力行使」を区別する立場は、PKO（国連平和維持活動）協力の審議（1991年）で政府が持ち出したものでした。

志位氏は、この「根拠」について、外務省自身が「国際法上、自己保存のための自然権的権利というべき武器の使用という特別な概念や定義があるわけではございません」と回答していることを明らかにし、「武力の行使じゃないという理屈は国際社会では通用しない」と批判しました。

いま問題になっているのは、建前上、停戦合意があり、当事国の受け入れ同意があるPKOでの活動でも、まして国内の駐屯地で攻撃を受けた場合の武器使用でもありません。海外で武力行使をしている米軍を「戦闘現場」の近くまで行って支援している、そのときに攻撃された場合の反撃です。それが武力行使でないという議論はおよそ通用しません。

「一体化」論 首相は“白旗”

第二の「根拠」、米軍への「後方支援」が「武力行使と一体化しないから憲法違反ではない」という議論はどうか。

この議論も、1990年代はじめの海外派兵法論議で政府が持ち出してきたものです。5月26日の衆院本会議の代表質問で、志位氏が「政府の言う『武力行使と一体でない後方支援』など、世界ではおよそ通用するものではない」とただしたのに対し、首相は「（一体化論が）世界で通用しないといったご指摘は当たりません」と答弁、“世界で通用する”と豪語していました。

ところが、17日の党首討論では、『他国の武力行使と一体でない後方支援ならば武力の行使とみなされない』という国際法上の概念が存在するのか」という志位氏の追及に、安倍首相は「国際法上の概念ではない」「国際法上、『一体化』論が通ると言ったことは一回もない」と“白旗”をあげ、事実上、自らの答弁を撤回しました。

それもそのはずで、外務省自身、「（一体化論は）日本国憲法との関係で用いられている概念でございます。...国際法上はこのような...概念が存在するわけではございません...、英訳についても確定したものがあられるわけではない」（1999年2月の衆院外務委員会、東郷和彦条約局長）と答弁していました。また、集団的自衛権行使を容認するよう答申した首相の私的諮問機関・安保法制懇で唯一の憲法学者だった西修氏も「政府自身が国際的には説明できないと告白している」と指摘していたのです。

首相が自らの答弁を撤回したことで、「武力行使と一体でない後方支援」という議論が国際的に通用しないことが明らかとなり、戦地派兵による米軍への戦闘支援の違憲性が明確となりました。

兵たんは戦闘と一体不可分

そもそも、政府が「後方支援」と呼んでいる活動は、弾薬や燃料の補給、武器、弾薬、兵員の輸送、武器の整備、傷病兵の医療、通信情報などで、もともと国際的には「兵たん」と呼ばれているものです。

志位氏は5月27日の特別委での質問で、米海兵隊教本（教科書）で「兵たんは戦闘と

一体不可分である。兵たん活動は軍事活動の不可欠の一部である。兵たんは全ての戦争行動の中心要素である」と記されていることも示しました。

志位氏の追及におされたのか、17日の党首討論では、安倍首相自身、「後方支援」という造語を忘れたようで、「必ず兵たんは狙われるという議論のなかにおいて...」「兵たんというのは極めて重要であり」などと、3回も「兵たん」という言葉を使いました。

同日の報道ステーションでも、中島岳志北海道大准教授が「志位さんが兵たんという言葉を使ったのはただし」とコメントしていました。

政府の造語	国際法上の概念
「後方支援」	兵たん＝武力行使と一体不可分
「武力行使の一体化」	概念が存在せず
「自己保存型の武器使用」	概念が存在せず

英語に訳せない造語

「後方支援」「武器の使用」「武力行使の一体化」という政府のごまかしに共通しているのは、それぞれの言葉に対応する英語が存在しないことです。

「後方支援」については、新ガイドライン（4月27日）で、そのものずばり「ロジスティクス＝兵たん」と記されています。「後方支援」の訳語は米側にも存在しません。

「武力行使の一体化」については「概念自体が存在しない」とされ、訳語もありません。集団的自衛権の行使容認などを決めた昨年7月1日の「閣議決定」の外務省英訳では「Ittaika」となっています。

「武力の行使」は「Use・Of・Force」ですが、これと区別する「武器の使用」に相当する英語も存在しません。あえて言えば、「Use・Of・Weapon」ですが、そのような言葉は存在しないのです。

「存立危機」事例もあげられず

徹底批判！ 戦争法案

しんぶん赤旗 2015年6月17日(水)

衆院憲法審査会の参考人質疑での憲法学者3氏全員による戦争法案の違憲判定（4日）に慌てた政府の反論見解提出（9日）から1週間。この間の国会論戦で、砂川事件最高裁判決（1959年）や72年の政府見解を根拠にした「合憲論」は次々に破綻が露呈し、最後に残った「安全保障環境の変容」論でも答弁不能に追い込まれています。政府の「合憲論」はもはや総崩れ状態です。（池田晋）

政府の「合憲論」の中核をなすのが、集団的自衛権行使は違憲とした72年政府見解の“読み替え”です。政府は今回、72年見解の「基本的な論理」はそのままでも、「安全保障環境が根本的に変容」したとして、「結論」だけを百八十度転換しています。（図）

「安全保障環境の根本的変容」が解釈変更の唯一の理由であり、“よりどころ”であることは、政府も「端的に言えばそのとおり」（10日、横畠裕介内閣法制局長官）と認めています。

何をもって判断

では、政府はいつから、何をもって「根本的変容」を判断したのか。この点を突いたのが、日本共産党の宮本徹議員でした（10日、衆院安保法制特別委）。

中谷元・防衛相は、冷戦終焉（しゅうえん）、グローバルなパワーバランスの変化などの世界情勢を答弁。しかし、繰り返し追及した宮本氏に対し、最後まで明確に答弁できませんでした。

では、具体例に照らせばどうか。この点を、安倍晋三首相が集団的自衛権行使の想定例として言及する中東・ホルムズ海峡の機雷封鎖事案からただしたのが、赤嶺政賢議員です（15日、衆院安保法制特別委）。

封鎖と関係ない

赤嶺氏は、同海峡の機雷封鎖にたびたび言及してきたイラン自身が米国などと対話を進め、前向きな情勢変化が起きていることを指摘。中谷防衛相はここでも、過激組織ISの拡大などの中東情勢を挙げたものの、「このような変化がただちにホルムズ海峡に悪影響を及ぼす危険があるわけではない」と述べ、海峡封鎖と関係ないことを認めました。

いざ具体論を突きつけられると答弁不能に陥る政府の姿勢は、今回の憲法解釈変更が現実世界と乖離（かいり）して組み立てられた“机上の空論”であることを改めて浮き彫りにしました。

「そもそも自分の国が攻撃されていないのに、他国が攻撃されて存立が脅かされた国の実例が世界にあるのか」。宮本氏の追及に、岸田文雄外相は「いま確認するものがない」と後日回答する方針を示しました。

何が「根本的変容」か、いつ「変容」したのか、そして実例も何も示せないなら、宮本氏が指摘したように「それこそ（何のためにつくる法律かという）立法事実がない」ということになります。

「安全保障環境の変容」を理由にした憲法解釈の変更

1972年政府見解	→ 安保環境の変容	6月9日の政府見解
国の存立を全うするための自衛の措置は、外国の武力攻撃から国民の諸権利を守るための必要最小限度のみ許容 ⇒集团的自衛権は違憲		他国に対する武力攻撃の発生であっても日本の存立が脅かされることがありうる ⇒集团的自衛権も合憲

違憲論噴出に破綻済み議論

砂川事件判決は集团的自衛権 論ぜず

徹底批判！戦争法案

しんぶん赤旗 2015年6月10日(水)

砂川事件（1957年、東京都内）は、日米安保条約による米軍駐留の合憲性が問題とされたのであり、集团的自衛権の行使の可否は問題となっていません。その最高裁判決（59年12月16日）は、「わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることをなんら禁ずるものではない」と述べています。日本に対する武力攻撃で発動される個別的自衛権を前提に、在日米軍によってこの「自衛権」を「補完」することが認められるかどうか、問題の中心でした。

もともと「論点」になっていない「集团的自衛権の行使」について、それが憲法で認められているという根拠を同判決に求めるのは、まさに牽強付会（けんきょうふかい）、無理なこじつけ以外の何ものでもありません。

実際、同判決の4カ月後、岸信介首相（当時）は「密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛する集团的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない」（1960年3月31日、参院予算委）と答弁しました。その後、「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」という政府解釈が確立したのです。

破綻した議論をひたすら根拠とするしかないところに、政府・与党の追い詰められた姿があります。

同じ見解で反対の結論

政府・与党が砂川判決と「軌を一にするもの」とするのが、1972年政府見解です。同見解はその結論で「集团的自衛権の行使は憲法上許されない」としていますが、昨年7月1日の「閣議決定」では、この見解をもとに百八十度逆の結論を導きました。

昨年の与党協議で自民党の高村正彦副総裁は、「政府見解のなかには法理の部分と、最後の段階でそれをあてはめて、集团的自衛権がだめという部分がある」（昨年6月13日）とし、「法理論」は正しいが、結論の導き方が間違っていると主張しました。「法理」と「結論」を分離し、法理に「新しい情勢の変化」を当てはめて、まったく逆の結論を導いたのです。

しかし72年見解は、(1)外国の武力攻撃で国民の権利が覆される場合に初めて武力行使は許される⇒(2)憲法のもとで許される武力行使はわが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合（個別的自衛）に限られる⇒(3)だから、他国に対する武力攻撃しかない集团的自衛権の行使は許されない、とするものです。(1)(2)(3)は一体不可分で、勝手に切り離し、結

論だけを逆転できるものではありません。

現在も集団的自衛権行使について批判の論陣をはる元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏は法制局第一部長当時、集団的自衛権の行使は「憲法第9条のもとで、その行使が許容される根拠を見いだすことができない」（2003年6月2日、参院武力攻撃事態特別委）と明言しています。この宮崎答弁の立場は、04年6月18日に政府答弁書として閣議決定されています。

新3要件も許されない

また、72年見解をまとめた当時の吉國一郎内閣法制局長官は、同見解提出直前に、「非常に緊密な関係にあってもその他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるところまではいかない。非常に緊密な関係にある国でも、その国の侵略が行われ、さらにわが国が侵される段階になり、侵略が発生したならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところ」（72年9月14日、参院決算委員会）と明確に答弁。今日の「新3要件」のような場面でも集団的自衛権の行使は許されないと述べているのです。

砂川判決も72年見解も、集団的自衛権行使を容認する根拠にならないことは明白です。
（中祖寅一）

「違憲」宣告で安倍政権が弁明するが...

72年政府見解、最高裁砂川判決 破綻済み主張くり返す

徹底批判！ 戦争法案

しんぶん赤旗 2015年6月10日(水)

戦争法案は「憲法違反」との指摘が相次いだことを受け、安倍政権は8～9日にかけて、法案の「合憲」性に関する弁明を相次いで表明しました。いずれも破綻済みの主張の焼き直しにすぎません。戦争法案の国会審議開始から2週間でこのような弁明をせざるをえないこと自体、安倍政権が追い詰められていることを示しています。

政府は9日、野党側の求めに応じて、集団的自衛権行使を容認した「武力行使の新3要件」と、「集団的自衛権の行使は憲法違反」としてきた従来の政府見解との「論理的整合性」に関する文書を国会に提出しました。

文書は1972年の政府見解を引用。同見解は、「国の存立を全う」するための自衛の措置を認めているものの、集団的自衛権の行使は「憲法上、許されない」と結論づけています。9日の政府見解は、「安全保障環境の変化」を理由に、この「結論」だけを変更して集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の「閣議決定」の内容を丸写ししました。

しかし、4日の衆院憲法審査会で、自民推薦の長谷部恭男氏が、まさに結論だけを変えた点について「従来の政府の論理で説明できない」と指摘しているにもかかわらず、これについての具体的な見解は何ら見られませんでした。

また、安倍晋三首相は8日のドイツ・エルマウでの記者会見で、1959年12月の最高裁判決（砂川判決）が、やはり「国の存立を全うするために必要な自衛の措置」を取ることを認めていることをあげ、新3要件に「憲法の基本的な論理は貫かれている」と弁明しました。

しかし、最高裁・砂川判決の趣旨は、「安保条約にもとづく米軍駐留は違憲」とした59年3月の東京地裁判決（伊達判決）を覆し米軍駐留を「合憲」としたことにあります。ま

た、最高裁判決では個別的自衛権について認めています、集団的自衛権の行使については何ら言及していないことは、当時の林修三法制局長官をはじめ、法曹界の一致した見解です。

憲法学者から「違憲」の宣告がされたため、「最高裁判決」の權威に頼るしかなくなった形ですが、それも成り立たないことは明瞭です。

砂川判決 米軍の駐留は違憲であるとした東京地裁判決（伊達判決）を不服として、日米両政府が最高裁へ跳躍上告し、破棄した判決（59年12月）。57年7月に米軍立川基地（旧砂川町、現・立川市）の拡張に抗議するデモ隊の一部が基地内に立ち入ったとして、日米安保条約に基づく刑事特別法違反容疑で起訴された「砂川事件」について争われました。